

1 議事日程(2日目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月3日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の認定について
日程第2 議案第37号 福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について
日程第3 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
日程第4 議案第39号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
日程第8 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第9 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願
日程第10 請願第7号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願
日程第11 請願第8号 都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第36号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第36号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第2 議案第37号 福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について

議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第37号「福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更する規約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第37号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第3 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第38号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第4 議案第39号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第39号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第5 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第40号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第41号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第7 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第42号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第8 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第43号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願
議長（村山弘行議員） 日程第9、請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」につきまして、お手元に配付いたしております資料に基づきまして趣旨説明をいたします。

紹介議員は、私小柳道枝、渡邊美穂議員、安部陽議員、田川武茂議員、橋本健議員、片井智鶴枝議員、力丸義行議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、岡部茂夫議員、安部啓治議員、大田

勝義議員、中林宗樹議員、門田直樹議員、不老光幸議員、後藤邦晴議員、佐伯修議員。

請願者は、太宰府市大佐野604-6、黒木節明氏です。

現在、我が国の郵政事業は、全国で約2万4,700か所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、全国一律に公平なサービスを提供することにより国民の利便性を確保しています。

また、事業の効率的経営とさらなる高品質サービスの提供を目指し、平成15年4月1日からは国営の新たな公社として発足し、ようやくその緒についたばかりであります。

こうした中、政府は、構造改革の一環として、経済財政諮問会議に郵政事業民営化を検討するよう指示し、この秋をめどに最終報告を取りまとめる方向で進めております。

ご承知のように、競争原理を基本とする民営経営においては、収益、すなわち採算性が重視されることは当然であり、郵政事業が民営化され、この原則に基づいて経営することになれば、太宰府市内の小規模郵便局の統廃合が実施されることは必定です。このことによる市民生活へ与える影響が懸念されるものであります。よって、郵政事業の民営化については、公的、社会的役割の重要性をかんがみ、当面現状の経営形態を維持することが望ましいと考えております。

民営化が実施されると、不採算の小規模郵便局は閉鎖されることになり、結果的には地方の切り捨てにつながります。ちなみに、郵政事業が民営化されたドイツでは、この10年間で約2万9,200の郵便局が1万3,000局と半減しています。

21世紀は地方の時代と言われております。市町村合併が加速され、市町村役場の統合、廃止など、地域から公的な機関は撤退し、ますます行政サービスは低下することが予測される中、市内各地に配置されている郵便局にその肩がわりが期待されております。現在、太宰府市と市内各郵便局においては、防災協定をはじめとして協力関係が構築されているようですが、今後各種証明書の交付事務など、ワンストップサービスなどの推進が図られることを期待しております。

また、郵政事業の民営化により、ユニバーサルサービスが喪失されることが懸念されます。郵便の全国統一料金制度はなくなり、距離などで料金格差が生じることとなります。また、郵便貯金の小額貯金口座に対しては預かり手数料が要ることにもなりかねません。何よりも、不採算局の閉鎖に伴い、市内の各地の小規模郵便局がなくなり、年金の受け取りをはじめとして既利用者の生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

以上、市民生活の安定と福祉の増進に貢献している郵便事業は、民営化すべきではなく、現経営形態を維持することが最善であると考えます。よって、本件に対する議会決議を行い、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務、財務、経済財政政策担当、各大臣に対し要請していただきますようお願いいたします。

請願の趣旨を十分にご理解いただきまして採択いただきますようお願いいたしまして、説明といたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今趣旨と理由が述べられまして、その趣旨と理由についてはよく理解をできるわけですが、こういった趣旨、理由の心配点がもし民営化することによっても生じなければ、この最後における民営化に反対しなくてもいいというお考え方はあるんですか。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） この民営化におきましては、私どもこの太宰府市の中におきましても小さな郵便局が、今高齢化を迎えてる中で一番不便を感じるのは市民ではないかと思っておりますので、民営化の小規模の統廃合を、合併をなさらない方がいいのではないかという考えに至っております。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第6号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10 請願第7号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第10、請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） 『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』。

紹介議員は、私力丸義行と橋本健議員、田川武茂議員、渡邊美穂議員、安部陽議員、清水章一議員、安部啓治議員、片井智鶴枝議員、後藤邦晴議員、大田勝義議員、不老光幸議員、中林宗樹議員、門田直樹議員、岡部茂夫議員、小柳道枝議員、佐伯修議員、福廣和美議員です。

請願の趣旨。すべての人が、差別されることなく人として尊ばれ、平等に生きる権利を擁護するため、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定が必要である。そのために、国に対して実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を提出されたい。

請願者は、部落解放同盟筑紫地区協議会委員長森岡修氏です。

請願理由。日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や我が国の国際的な責務であります。しかし、現実社会では、部落差別をはじめ様々な人権問題が起きております。しかも、差別をこうむった者を救済するすべさえもなく、ほとんどが泣き寝入りさせざるを得ない状況に置かれています。

私たちは、部落差別の完全撤廃を目指し、取り組む中から、あらゆる人たちの人権確立とい

う普遍的なテーマに迫っていく運動を展開しているところです。その一つとして、「人権確立のための法整備」を求めてきました。ご承知のように、「人権侵害の救済に関しては法的措置を講ずること」と明記された人権擁護推進審議会答申並びに国際的人権潮流に後押しされて、政府は閣議決定された人権擁護法案を提出し、4回にわたって国会での審議が行われましたが、国際的人権基準ともいうべきパリ原則（人権委員会の独立性確保）に合致せずとの国内外の抜本的修正を求める世論の高まりの中、平成15年10月の衆議院解散により自然廃案となりました。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、いわゆる同和地区を特定し、誹謗中傷をインターネット上で繰り返すという悪質な人権侵害が惹起し、本市においても同和地区間い合わせ差別事象等が後を絶たない状況にあります。よって、人権救済に関する法律の制定は焦眉の急であります。21世紀を真の人権の世紀としていくため、また市民社会の人権確立を標榜した太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためにも、政府からの独立性を担保した実効性ある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を国へ提出いただきますようお願いいたします。

以上、請願の趣旨説明とさせていただきます。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。  
議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志君。

19番（武藤哲志議員） 大変、今説明をいただきましたが、本日皆さんのところに資料として配付をさせていただいておりますが、まずこの部落差別問題について、様々な問題がほとんど泣き寝入りをせざるを得ないと、救済ができないという部分と、法的処置が講じられてないということですが、人権侵犯事件調査処理規程の改正が、来年4月1日から施行されるように法務省人権擁護局から全国の地方自治体に通達が来る予定です。

まずそれを見ていただきますと、まず概要があります。その20ページを見ていただくと、人権侵犯事件調査処理規程というのがありまして、第1章、第2章から第4章までですね、ずっとあります。そういう部落差別を受けた人たち、それからあらゆる差別を受けた人たちの救済手続というのが法律で明記をされました。その21ページの救済手続の開始ですが、第8条ですね、人権侵犯により被害を受けた人が、あらゆる救済をしましよというところが出されて、その調査も具体的に国や法務局が行いませよというところが出されてますね。

それから、22ページあけていただくと、そういう差別を受けたり、いろんな部分に対する援助の処置という法律ができました。そして、その下に、人権侵犯の事実が認められた場合についての内容が具体的に書いてあって、相手に対する処置、それから反省を促すとか、やめさせる問題だとか、それでもだめならば、第5項で刑事訴訟法というのがありまして、告発を国が行うと、法務局が行うと。そういう勧告・通告が第16条。それから、やはり部落差別をはじめ



あらゆるこの差別問題をなくすためにですね、人権侵害が行われた場合は、やはり啓発も行政と一体となってやるという内容の部分ですね。

で、ずっと見ておりましたら、23ページのところに、第3章特別事件の特則というのがあります。まして、こういう法務局長だとか、今は筑紫法務局もありますし、監督の法務省も含めて、(1)公務員の職務執行に伴う人権侵犯、それから(2)重大な差別的取扱い、(3)特定の者に対し職務上の地位の利用、それから(4)社会福祉施設、医療施設、学校その他、そして24ページ、(5)児童虐待、それから(6)配偶者に対する虐待、(7)高齢者に対する虐待、それから(8)新聞、マスコミのやはり対応、そして(9)に同和問題に関する人権侵犯、こういう形で具体的に書かれておると。

そして、今度は逆に、そのいろんな問題が出てきたときに、調査処理細則というのが出されておりました。本当にこんな法律が具体的に、先ほど平成15年10月の中に廃案になったといいますが、人権擁護委員会は、3団体の解放同盟、全解連、全日本同和会の3つの団体呼びまして、意見陳述を受けて、そういう状況の中で、同和問題の解決に向けてという形でこういう人権侵犯事件調査処理規程が国で設けられたわけですが、こういう部分を、現在ぴしっとした法務局が出された部分にあるんですが、またこれをまた出して、どういう内容の法律をつくらうとしてるのか。こんな立派な部分ができ上がっておるんですが、新たに、ここにあるようにもう一度人権擁護推進委員会を再開させるのか、独立性を持たせるということについてどうなのかっていうのは、これはもう民間も含めて協議をしたりってということであるんですが、このまず意見書案というのはどんな内容になってるんですが、意見書案。

だから、こういう法律があるってということを皆さん初めて知られたんじゃないかと思って私も今日配付をしておりますが、こういう、法務省が具体的に、同和問題も含め、あらゆる差別という形で、ここにハンセン病の問題、それからインターネットの問題も全部出とりますが、そういうものまで含まれた法律案ができておるのに、これをどう修正せろというのか。これ以上にまだ何か厳しい法律をつくらうというふうにこの意見書案として出されてるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（村山弘行議員） 2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） まず、武藤議員が質疑資料として配っていただきました人権侵犯事件調査処理規程の改正についてということですが、確かに今日まで人権救済というものについては、法務局が窓口になって、そういった職務としてやられてきたと思います。ただ、そういった中で、差別を行った方が、いろんな調査等、法務局からの調査等を拒否すればそれで終わっていたということが現実には起こっていて、泣き寝入りということが現実にはあったと思います。で、それに伴って、今回この法務局の内規といいますか、法務局のこの法律、内規ですね、の改正が、踏み込んだところで法務局の業務として行えるようにこの改正がなされていると、そのように認識しております。

今回の提出する意見書につきましては、やはり独立性と実効性、この辺を盛り込んだ、しか

も地方の人権委員会、そういったものを盛り込んだ人権侵害の救済に関する法律、独立性、そういったところの制定を求める意見書でありますので、若干、この言われてる法務局の内規資料と今回設置するっていうところは若干違うんじゃないかと認識しております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 一番意見書の問題は、政府からの独立性を担保とした実効性のある人権侵害の救済ということですが、やっぱり法律があってこそその人権侵害を裁くこともできるし、救済することもできるし、啓発も勧告もできるわけですが、独立性っていうのは、その運動団体なんかにもその権限を持たせると、なおより一層混乱が起きるんじゃないかというふうには私は思うわけですね。そのために、国が指針を示してこれだけ立派な法律をつくって、もしそういう差別をすると法律的に法務局が裁判もかけますよという形になってますし、被害を受けた方についての救済もする、それから差別をした人については罰則もするという、こんなすばらしい法律がある上に新たにつくる必要があるかどうかというのは、ちょっとやはり所管の委員会でもちょっと論議をしてください。ここで請願出されてますが、こういう法律があることがわからないままに請願を出されてきて、これだけ多くの同僚議員が署名してますが、法律があるということをまず知っていただきたいということです。ここで論議したってしょうがありませんから、この資料として配付をして、審議をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第11 請願第8号 都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第11、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番橋本健議員。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） 請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」。

紹介議員は、私橋本健と岡部茂夫議員ほか、計19名であります。

要旨。平成17年4月1日から計画されている都府楼保育所民間移譲計画について、まずは行政と市民との信頼関係を構築するためにも、保護者などの民意が十分反映されるまで説明会を

継続していただくようお願いいたします。

請願者は、都府楼保育所保護者会会長粟野陽一氏です。

ここで紹介議員を代表いたしまして一言申し述べさせていただきます。

平成16年3月24日、3月議会の本会議において保護者説明会実施の採択がなされましたこと
はご承知のことと存じます。

保護者会は、さっそく市長あてに説明会の開催を打診、平日は仕事により、保護者の参加が
しやすいよう土曜か日曜いずれかの開催を要望いたしました。平日開催を主張される市との
間で日程調整がつかず、5月になってしまいました。5月8日土曜と5月14日金曜、5月27日
木曜、それぞれ100名、30名、40名の参加の中で説明会が実施されましたが、保護者の不安や
疑問を解消するだけの内容ではなく、逆に参加者の9割が不満を残す結果となってしまいまし
た。事前に提出しておいた、保護者会の総意である市に聞きたい4項目16点の質問事項に対
し、納得させるだけの回答ではなかったようです。

昨年の11月に移譲計画が明らかになって以来、再三の保護者説明会の申し入れに対してもア
クションがなく、今回の説明会まで約半年間の保留という市の不誠実な対応に憤りと無念さを
禁じ得ません。また、保護者説明会が遅れた理由も、組合や議会に責任転嫁するのではなく、
正面から正々堂々と向き合って、誠実な説明に終始し、素早い対応を願うのは私ばかりではあ
りません。

「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」は市政運営の基本姿勢であり、市民一人ひとりが、
太宰府に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと実感し、誇れるまちづくり実現を目指す
と市長は明言されております。この精神にのっとなって、より魅力ある太宰府、安住の地太宰府
を願い、転入者拡大を図る上で、ぜひこの機会に子育て支援のビジョンと保育行政のあり方や
保育士の養成と質の向上を踏まえた実施プランを明確に示していただきたい。

さらに、説明会におきましても土曜か日曜日開催の細かい配慮もご検討いただき、保護者の
意見が反映された施策や構想に時間をかけて追求していただくために、都府楼保育所民間移譲
計画における保護者等協議の継続をお願いするものであります。

幼児教育の重要性について、行政経験豊富な佐藤市長には釈迦に説法とは存じますが、先に
行革ありきの視点からではなく、子どもの育成を主眼にした保育所づくりへの実現に向けご努
力を賜りますようお願い申し上げます。

また、保護者には見えないご苦心やご苦労もおありでしょうが、どうか保護者の切実な思い
に寛大な取り組みを実行していただきますよう重ね重ねお願い申し上げます。請願の趣旨説
明とさせていただきます。

なお、最後になりますが、このままでは溝が深まるばかりで平行線です。事態收拾のため
に、保護者代表数名と行政、それに第三者を交えた協議会を新たに設置していただき、今後は
保護者との十分な対話によって解決を図っていただきますことをご提案申し上げまして、請願
の説明にかえさせていただきます。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第8号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~